

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 【監査公表】
監査事務局		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果（平成二十七年十二月二十五日公表）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月三十日

岡山県監査委員 加藤 浩 久
岡山県監査委員 増 川 英 一
岡山県監査委員 與 田 統 充
岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

1 知事部局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
-------------	---------------

（県民生活部関係）

県 民 生 活 部	平成27年11月5日
-----------	------------

監査の結果（指摘事項）

・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成25年度末	101,663,780円
平成26年度末	79,379,977円
比 較 増 減	22,283,803円

・収納出納員が領収した収入金について、金融機関への払込が遅延しているも

のが認められた。	
措置状況 ・雑入（生業・修学資金償還金等） 全ての滞納者について担当職員を決めて，電話や文書による督促のほか，夜間，休日を含めた訪問督促，居所不明者の調査など，個々の滞納者の状況に応じたきめ細やかな債権管理を行う。また，悪質な債務者に対しては，必要に応じて弁護士委託を行うなど，引き続き収入未済額の縮減に努める。 ・直接収納処理が適正でないもの 関係規程の遵守を徹底し，適正な事務処理に努める。	
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成27年8月26日
監査の結果（指摘事項） ・前年度において謝金の支出先を誤り，当該年度において，正当債権者からの申し出に基づいて，正当債権者への支払い及び誤払いに係る返納を行っているものが認められた。	
措置状況 ・支出にあたっては，経理担当者に事業担当者も加えた複数人で確認し，年度末の異動時期には特に注意をすることを徹底する。	
男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー	平成27年8月26日
監査の結果（指摘事項） ・図書管理システムに係る保守業務の委託契約に関し，必要な契約書が作成されていないものが認められた。	
措置状況	

・岡山県事務処理規則等の事務処理関係法規を遵守し，適正な事務処理に努める。

（保健福祉部関係）

保 健 福 祉 部	平成27年10月30日
-----------	-------------

監査の結果（指摘事項）

・雑入（児童扶養手当返納金等）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。母子父子寡婦福祉資金貸付金については，従来各県民局が取り扱っていた案件のうち，徴収困難なものについて，新たに一括して本庁で管理することとしたものであり，引き続き，未収額の解消に向けて努力されるよう求める。

雑入（児童扶養手当返納金等）収入未済状況

平成25年度末	18,560,320円
平成26年度末	14,177,170円
比 較 増 減	4,383,150円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

引	備前県民局	5,888,759円
	備中県民局	3,950,462円
	美作県民局	4,196,163円
継		

計	14,035,384円
平成26年度末	15,867,737円
比較増減	1,832,353円

・運営費負担金の精算払において、検査調書を作成していないものが認められた。

措置状況

- ・雑入（児童扶養手当返納金等）
債務者へ電話，訪問等により督促を行っているところであり，今後とも引き続き収入未済額の解消に努めるとともに，債務者の経済状態等を正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
債務者へ電話，訪問等により督促を行っているところであり，今後とも引き続き収入未済額の解消に努めるとともに，債務者の経済状態等を正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ・支出の手続が適正でないもの
精算払時に必要な書類の漏れないように，十分に確認を行い，適切な事務処理に努める。

福祉相談センター	平成27年8月11日
----------	------------

監査の結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

--	--

平成25年度末	12,368,970円
平成26年度末	11,707,320円
比 較 増 減	661,650円

措置状況

・滞納者に対しては，事務担当者と担当の児童福祉司が連携し，文書，訪問，電話等による督促を行っている。特に，従前，年1回だった児童保護弁償金徴収強化期間を平成27年度から年3回実施するなど，督促強化に取り組んでいる。

また，新規滞納者の発生の未然防止を図るため，児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを新たに作成するなど，納期限内納付に向け，取り組んでいる。

倉 敷 児 童 相 談 所

平成27年8月6日

監査の結果（指摘事項）

・児童保護弁償金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成25年度末	28,485,370円
平成26年度末	21,811,810円
比 較 増 減	6,673,560円

措置状況							
- 新たな収入未済の発生防止のため、親権者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めている。 - また、従来からの電話催告や文書催告に加えて、財産調査を行ったうえで、給与や生命保険、預貯金等の差押えによる滞納処分を行っているところであり、今後とも適正な執行に努めたい。 同時に、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理も進めている。							
津山児童相談所	平成27年8月17日						
監査の結果（指摘事項）							
児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。							
児童保護弁償金収入未済状況							
<table><tr><td>平成25年度末</td><td>5,823,650円</td></tr><tr><td>平成26年度末</td><td>5,652,570円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>171,080円</td></tr></table>		平成25年度末	5,823,650円	平成26年度末	5,652,570円	比較増減	171,080円
平成25年度末	5,823,650円						
平成26年度末	5,652,570円						
比較増減	171,080円						
措置状況							
滞納者に対して、事務職員と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による納付の催告を行ったが、指摘事項のうち10件、96,600円の収入に止まっているところである。 引き続き催告を行うとともに、財産調査等を踏まえて滞納処分を検討する							

など，収入未済の収入に努める。また，費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明，口座振替の利用促進，滞納の初期段階での積極的な催告などにより新たな収入未済の発生防止に努める。

（産業労働部関係）

産 業 労 働 部	平成27年11月4日
監査の結果（指摘事項）	
・ 中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。	
中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況	
平成25年度末	625,404,661円
平成25年度末	599,335,235円
比 較 増 減	26,069,426円
措置状況	
・ 新たな収入未済の発生防止については，貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し，経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。現在，収入未済となっている貸付金については，貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により，早期回収に努めるとともに，債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し，連携して連帯保証人等への督促を行っている。	
なお，自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより，回収の目処が立たないものについては，債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。	

北 部 高 等 技 術 専 門 校 美 作 校		平成27年8月3日
監査の結果（指摘事項）		
・アスベスト撤去及び処理の請負契約において，見積書の額と異なる額で契約しているものが認められた。		
措置状況		
・編冊時に本契約と異なる見積書を添付していたものである。今後は，正確な書類整理を行うものである。		

（土木部関係）

土 木 部	平成27年10月29日
監査の結果（指摘事項）	
・土木使用料（住宅使用料）及び雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。	
土木使用料（住宅使用料）収入未済状況	
平成25年度末	59,442,375円
平成26年度末	54,064,837円
比 較 増 減	5,377,538円
雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）収入未済状況	

平成25年度末	9,923,826円
平成26年度末	9,905,826円
比 較 増 減	18,000円

・ 水防協議会の委員に支払う報酬から源泉徴収した所得税に關し，欠席した委員について戻入漏れのものが認められた。

措置状況

- ・ 土木使用料（住宅使用料）
指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や，個別訪問による徴収などに加え，家屋明渡請求訴訟等の提起や債権回収会社等への委託により，一層の収入確保に努める。
- ・ 雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）
債務者である会社の実態が確認できず，将来事業を再開する見込もなく，かつ，差押えることができる財産も確認できないことから，岡山県債権管理条例第9条第1号の規定により徴収停止を行った。
- ・ 戻入の事務処理が適正でないもの
戻入漏れとなっていた所得税を誤って納税していたが，平成27年11月9日に還付されたため，収入処理を行った。

（県民局及び地域事務所）

備 前 県 民 局	平成27年10月20日～10月21日
監査の結果（指摘事項） ・ 県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金，農業改良資金貸付金及び土木使用料の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。	

県税等収入未済状況

平成25年度末	3,114,030,904円
平成25年度末	2,796,013,591円
比 較 増 減	318,017,313円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成25年度末	7,941,358円
平成25年度末	7,226,637円
比 較 増 減	714,721円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	23,596,060円
平成25年度末	10,044,169円
比 較 増 減	13,551,891円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	66,840,320円
平成25年度末	42,437,905円

比 較 増 減	24,402,415円
---------	-------------

土木使用料収入未済状況

平成25年度末	7,883,780円
平成26年度末	6,307,698円
比 較 増 減	1,576,082円

措置状況

- ・ 県税等

滞納案件に対しては，幅広い財産調査を行い，財産が判明した場合は，迅速かつ効果的に差押を行う等，案件の早期解決に取り組むこととした。また，搜索やタイヤロック等の強化月間等を設け，大口・悪質案件の財産発見に努め，不動産，自動車，動産等の公売を行う等により，一層の税收確保を図ることとした。

特に，滞納額の約8割を占める個人県民税については，賦課・徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから，市町からの徴取引継や徴収担当職員の研修会開催等の支援を行い，税收確保に努めることとした。

こうした取組により，平成27年12月末現在の収入未済額は，県税について757,664,451円，諸収入について45,277,260円減少した。

- ・ 雑入（生活保護費返還金）

生活保護費・返還金について，滞納者に対して繰り返し面接・手紙・電話による償還指導を行い，平成27年12月末現在で11件301,373円償還させた。

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金について，滞納者に対して家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに，生活状況に応じて分割納入等

の指導を行った。併せて、連帯借主及び連帯保証人へ滞納状況の通知や文書等により督促を行った。再三の催告を行っても債務の履行をしない者などについては、子ども未来課に引き継ぎ、償還の推進に努めた。その結果、平成27年12月末現在で152件、1,245,058円を償還させた。

また、新規の貸付にあたっては、審査の徹底、借主、連帯借主及び連帯保証人への面接等調査を行い、償還意識醸成の徹底を図っている。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターによる栽培指導や経営指導により、経営の安定化を促すとともに、毎年、償還計画を作成させ、計画的な償還が行われるよう努めている。

また、計画どおりの償還が行われない場合は、借受者や連帯保証人等との面談により、償還を求めている。

さらに、地方自治法施行令の「履行期限延期の特約規定」を活用し、償還指導を行っている。

なお、平成27年12月末現在で、過年度延滞分5,368,662円が納付された。

・土木使用料

河川占用料については、文書催告や訪問を繰り返し行い、県税に関する財産調査を実施することとした。

港湾占用料については、債務者（法人）の所在不明のため、債務者情報の確認に努めることとした。

ボートパーク等施設使用料については、引き続き電話及び文書催告の他、訪問により回収に努めることとした。

これらの取組により、平成27年12月末現在の収入未済額は、不納欠損処理を含めて56件619,985円減少した。

備	中	県	民	局	平成27年10月13日～10月14日
監査の結果（指摘事項）					
・収入未済額について、県税等、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）					

については増加している。また，総額が減少した項目についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成25年度末	2,043,532,963円
平成26年度末	1,792,834,701円
比 較 増 減	250,698,262円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成25年度末	6,535,001円
平成26年度末	6,745,511円
比 較 増 減	210,510円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	24,400,328円
平成26年度末	15,615,480円
比 較 増 減	8,784,848円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	26,735,577円
---------	-------------

平成26年度末	25,194,492円
比 較 増 減	1,541,085円

- ・土地使用料（職員駐車場）について，既納の使用料を還付しているものが認められた。
- ・農畜産物生産課が購入し，井笠家畜保健衛生所が使用している備品について，配置換の手続きがなされていないものが認められた。
- 井笠地域事務所
 - ・井笠家畜保健衛生所の資材庫屋根修繕に係る契約において，設計金額を超えて予定価格を設定しているものが認められた。

措置状況

- ・県税等
納税環境の整備や広報等により納期内納付の推進を図るとともに，滞納事案については，財産調査の徹底と迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立に努めるなど，収入未済額の縮減に努めている。
また，市町が賦課徴収している個人県民税については，平成28年度からの特別徴収の全県一斉実施に向けての取組を市町と連携し，着実に進めているほか，「岡山県滞納整理推進機構」の有効活用，市町への職員の併任派遣や滞納整理に係る助言等，管内市町との連携により収入未済額の縮減に努めている。
- ・雑入（生活保護費返還金）
滞納者が低所得であることを勘案しながら，文書や訪問等による納付指導に努めた。今後も引き続き収入未済の解消に努める。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
滞納者（連帯借主及び連帯保証人を含む。）に対して電話や文書，訪問により催告，償還指導を行った。特に滞納初期の者については，丁寧に償還指

導を行うことにより、滞納の固定化を防いだ。また、居所不明者については、戸籍の附票の交付依頼等により追跡調査を行った。今後も引き続き収入未済の解消に努める。

法的対応等が適当な滞納債権については、本庁債権対策室へ徴収業務を移管した。（7債権，滞納額1,177,505円）

・農業改良資金貸付金

農業改良資金貸付金について、滞納者に対し、訪問・召喚による面談を行い、経済面・生活面の状況把握を行うとともに、償還計画に沿った償還を続けるよう指導を行った。支払に遅れがみられた滞納者に対しては、すぐに電話で状況を聞き取り、計画的な償還を指導するようにしている。また、3月には、借受者及び連帯保証人に対し、文書による督促・指導を行う予定である。平成27年4月から12月末までに、1,478,512円を収入した。平成27年12月25日には滞納者1名が完済し、滞納者は4名となった。今後も引き続き、収入未済の解消に努める。

・土地使用料（職員駐車場）について、関係法令の確認を徹底するほか、複数の職員による確認体制により、適正な事務処理に努めている。

・配置換の手續きがなされていない井笠家畜保健衛生所が使用している備品について、監査後に備品出納簿、備品整理簿及び現物との照合を厳重にチェックし、物品関係諸帳簿の整備を行い、物品の配置換の手續きをした。

○井笠地域事務所

・井笠家畜保健衛生所の資材庫屋根修繕の設計金額について、本来、予定価格と同額とすべきところ、端数を切り上げて予定価格としていたものであるが、適正な事務処理を行うよう徹底した。

備 中 県 民 局 水 島 港 湾 事 務 所	平成27年10月13日～10月14日
監査の結果（指摘事項）	
・前年度の注意・指導事項のうち、収入の手續及び支出の手續が適正でないものについて、本年度の監査においても、収入伺に納入期限の記載のないもの	

及び履行確認の表示のないものが認められた。

措置状況

・収入伺に納入期限の記載のないものについて，伺いに納期限記入欄を設け，事業担当及び経理担当で確認し記入漏れがないよう徹底した。また，履行確認の表示のないものについて，履行確認の終わっていない支出命令書については別に保管し，定期的に履行確認を行い，確認できた後継続するように徹底した。

美作県民局	平成27年10月6日～10月7日
-------	------------------

監査の結果（指摘事項）

・収入未済額について，雑入（シュレッダースト撤去事業費負担金等），県税等，母子父子寡婦福祉資金貸付金，農業改良資金貸付金及び林業改善資金貸付金については総額が減少しているものの，雑入（生活保護費返還金）については増加している。また，総額が減少した項目についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

雑入（シュレッダースト撤去事業費負担金等）収入未済状況

平成25年度末	136,540,323円
平成26年度末	136,530,323円
比較増減	10,000円

県税等収入未済状況

平成25年度末	368,801,405円

平成26年度末	323,014,675円
比 較 増 減	45,786,730円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成25年度末	1,858,596円
平成26年度末	3,418,978円
比 較 増 減	1,560,382円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	17,399,281円
平成26年度末	3,418,978円
比 較 増 減	9,174,878円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成25年度末	27,119,429円
平成26年度末	26,809,429円
比 較 増 減	310,000円

林業改善資金貸付金収入未済状況

--	--

平成25年度末	7,242,378円
平成26年度末	7,206,797円
比 較 増 減	35,581円

措置状況

・雑入（シュレッダースト撤去事業費負担金等）

シュレッダースト撤去事業費負担金については、債務者が多額の累計損失を計上し休眠状態で、事業再開の見込みが全くない現状に鑑み、平成26年7月に岡山県債権管理条例の規定に基づき、徴収停止とした。

今後、状況が変わらなければ、同条例の規定に基づき、3年経過後に債権放棄となる。

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し、電話等による督促を行った結果、債務額の一部（10,000円）が納入された。

今後も、債務者に対し、面談、電話等による督促を継続し、収入の確保に努める。

・県税等

滞納者の財産調査を早期に行い、財産判明後は厳正かつ迅速に差押等の滞納処分を行っている。また、滞納整理強化月間を設け、搜索やタイロックス等を積極的に実施するなど、大口・悪質事案の財産発見にも努めており、不動産・自動車・動産等の公売による税込確保を図っている。

また、滞納額の7割以上を占める個人県民税について、賦課徴収を行っている市町村から大口・困難事案等を岡山県滞納整理推進機構や県民局へ引き受けるなど支援を行っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により、収入率の向上と未収額の縮減に努める。

・雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実

施，県内居住者については，訪問による督促を実施した結果，債務額の一部（12月末現在183,000円）について償還があった。今後とも督促を行い，収入確保に努めるとともに，収入未済の発生防止に努める。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については，滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話による償還指導等の結果，債務額の一部（12月末現在1,628,145円）について償還があった。

今後とも，これらの取組を継続して行うとともに，新たに償還が開始される場合は，借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど，新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

県が貸し付けを行った農業改良資金で，現在，滞納となっている6者（5個人，1法人）のうち，個人の5人については，これまで，本人や家族，保証人と面談し，生活状況を把握するほか，分納誓約書の再提出を求めるなど，継続的な償還に向けた指導を行い，4人からは，一定額の償還が継続され，このうち1人は平成27年12月償還が終了し，平成28年1月に借用書の返戻を行った。

また，残りの1人については自己破産しており，償還に向けた話し合いを連帯保証人を行っている。

1法人については，平成26年3月に岡山県債権管理条例等に基づく徴収停止を行い，平成26年7月9日に消滅時効が成立した。その後，代表者が病気のため，消滅時効の援用の申立を行うことができないことが判明したため，平成27年10月に岡山県債権管理条例に基づき債権放棄を行った。

・林業改善資金貸付金

滞納者の1人（5件）については，本人及び連帯保証人2名が既に破産・死亡しており，残る1名の連帯保証人も平成26年10月に死亡したため，県庁，弁護士に相談し，相続人の調査を進めていたが，平成27年12月に相続人全員が相続放棄を行ったことが判明したため，県庁，弁護士との協議の結果，岡山県債権管理条例に基づいた債権放棄の手続きを進めていくこととしている。

2
 企業局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
企 業 局 （ 工 業 用 水 道 事 業 ）	平成27年 7 月15日

監査の結果（指摘事項）

・収入未済額について，給水承認取消負担金については総額が減少しているものの，営業未収金（給水料金）については増加している。また，給水承認取消負担金についても，なお多額の未収額があり，併せてさらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成25年度末	8,690,947円
平成25年度末	22,004,746円
比 較 増 減	13,313,799円

給水承認取消負担金収入未済状況

平成25年度末	25,729,735円
平成25年度末	2,852,100円
比 較 増 減	22,877,635円

措置状況

- ・営業未収金（給水料金）

滞納している企業については、電話や訪問等による督促を行った結果、一部は納入されており、今後も引き続き未収金の解消に努める。また、破産した企業については、破産手続により債権の回収を図ってきた結果、配当により一部は回収したものの、それ以外は、破産手続の終結に伴い債権が消滅したため、不納欠損処理を行った。

- ・その他の未収金（給水承認取消負担金）
破産手続により債権の回収を図ってきた結果、配当により一部は回収したものの、それ以外は、破産手続の終結に伴い債権が消滅したため、不納欠損処理を行った。

3
 教育委員会関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
教 育 庁	平成27年11月5日

監査の結果（指摘事項）

- ・収入未済額について、高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金については総額が減少しているものの、高等学校貸付奨学金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成25年度末	57,321,642円
平成26年度末	59,842,799円

比 較 増 減	2,521,157円
---------	------------

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成25年度末	514,675,919円
平成26年度末	471,037,226円
比 較 増 減	43,638,693円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成25年度末	248,517,452円
平成26年度末	230,223,948円
比 較 増 減	18,293,504円

措置状況

・高等学校貸付奨学金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。

また、繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権対策室と連携しながら、債権整理・回収の強化を行っている。

・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うなどとも

に，連絡が取れない者については，住民票等の公用請求なども行いながら，居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
 新たな収入未済の発生防止のため，市町村教育委員会とも連携し，経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。
 また，繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては，法的手続を含めた対応を弁護士に委託し，返還請求に関する訴えの提起を行うなど，債権対策室と連携しながら，債権整理・回収の強化を行っている。

鴨 方 高 等 学 校	平成27年7月6日
-------------	-----------

監査の結果（指摘事項）
 ・武道館西出入口修繕に係る契約において，予定価格を超えた金額で契約しているものが認められた。

措置状況
 ・契約締結伺を回覧する際には，既決の事業実施伺も必ず添付し，複数の職員により内容の確認を徹底することで，再発の防止に努めてまいりたい。

4 公安委員会関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
警 察 本 部	平成27年10月27日

監査の結果（指摘事項）
 ・放置違反金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

措置状況
 ・督促状の送付，電話及び訪問催促を行っても任意納付に応じない者について

は，地方税の滞納処分の例により，預貯金口座の差押え等の強制徴収を行うなどして，収入未済の圧縮に努めている。 平成27年度中は，昨年度から引き続き放置違反金徴収強化期間を設定し，集中的な訪問催促活動を実施するとともに，生命保険債権の差押えも行うなど一層の収入確保に努めた。 今後も，使用者責任追及の公平性を確保するため，滞納者には早期催促や預貯金の差押え等の滞納処分を実施するなど，新たな収入未済の発生を抑止する。		
真 庭 警 察 署	平成27年 7 月22日	
監査の結果（指摘事項） ・ 交番・駐在所・宿舍敷地の賃借料の平成25年度第 4 四半期分を平成26年 5 月15日に過年度支出しているものが認められた。 ・ 平成25年度中に源泉徴収した委員の報酬に係る所得税を平成26年 7 月に納付しているものが認められた。		
措置状況 ・ 賃借料の年度区分については，支出の原因である事実の存した期間の属する年度（地方自治法施行令第143条第 1 項第 3 号）であることを再確認するとともに，課内に支出予定表を備え，複眼的確認と計画的な予算の執行業務を行っている。 ・ 所得税の源泉徴収に関する事務等の適正化について（通知）会第332号（平成26年12月15日付）により課内で教養を実施するとともに，歳出外現金保管状況簿や警告システムを活用した複眼的確認体制を徹底している。		
水 島 警 察 署	平成27年 8 月19日	
監査の結果（指摘事項） ・ 土地使用料（職員駐車場）について，既納の使用料を還付しているものが認		

められた。	措置状況 ・ 誤って還付した既納の土地使用料については，本人に納入させ収入した。今後は，関係規程を十分理解の上，複数によるチェックを行い，事務処理誤りの絶無を図っている。
--------------	--